

## 石綿に関する事前調査の結果について

大気汚染防止法第 18 条の 15 第5項、大阪府生活環境の保全等に関する条例第 40 条の3第4項、石綿障害予防規則第3条及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿暴露防止に関する技術上の指針の規定により、当該建築物の石綿含有建築材料の有無を調査した結果を以下のとおりお知らせします。

## 事業場の名称 :

解体等工事期間		発注者又は自主施工者の 氏名及び住所	
石綿除去(特定粉じん 排出)作業等の期間		元請業者の氏名及び住所	
調査終了年月日		元請業者又は自主施工者の 現場責任者の氏名及び連絡場所	
看板表示日		事前調査・試料採取を実施した者 の氏名、住所、登録番号	
調査箇所		分析を実施した者の 氏名、住所、登録番号	
調査方法		石綿含有なしの判断根拠	
調査結果 (石綿の種類及び含有率)		その他事項	